

電気需給約款

（高圧・特別高圧）

取次者：

株式会社ハルエネ

2025 年 10 月 1 日制定

目次

第 1 条	適用	1
第 2 条	電気需給約款等の変更	1
第 3 条	用語の定義	2
第 4 条	単位および端数処理	5
第 5 条	計量に関する取扱い	5
第 6 条	電気需給契約の成立	6
第 7 条	契約期間	7
第 8 条	常時供給電力	7
第 9 条	予備電力	8
第 10 条	自家発補給電力	9
第 11 条	契約超過金	9
第 12 条	料金の算定および支払等	9
第 13 条	料金の支払い方法	10
第 14 条	保証金	12
第 15 条	適正契約の保持	12
第 16 条	電力需要者の協力	13
第 17 条	供給の停止	16
第 18 条	給電指令の際の措置	17
第 19 条	契約の変更または解約	18
第 20 条	工事費等の負担	21
第 21 条	損害賠償等	22
第 22 条	不可抗力	22
第 23 条	契約解除	23
第 24 条	守秘義務	24
第 25 条	契約終了後の取扱い	24
第 26 条	電力需要者情報の共同利用	24
第 27 条	権利義務の譲渡等	24
第 28 条	反社会的勢力の排除	24
第 29 条	準拠法	25
第 30 条	管轄裁判所	25
別表 1	再生可能エネルギー発電促進賦課金	27
別表 2	燃料費等調整	27

第1条 適用

1. この電気需給約款（高圧・特別高圧）（以下「本約款」という。）は、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要場所において株式会社ハルエネ（以下「当社」という。）に対して電気需給契約（以下「本電気需給契約」という。）の申込みをした電力需要者に対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものである。

なお、本約款および本電気需給契約に定めのないものについては、当社は関連法令および需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」という。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」という。）に従うものとする。

2. 電力需要者および当社は、本約款および本電気需給契約（以下あわせて「本契約」という。）に定められた事項を遵守するものとする。また、電力需要者は当該一般送配電事業者の託送約款等における需要者にかかわる事項を遵守するものとする。
3. 当社が本電気需給契約により供給する電気は、株式会社エナリス・パワー・マーケティング（以下、「EPM」という。）が電気の供給を行い、当社が取り次ぐものとする。
4. 電気料金は、本約款の定めその他、本電気需給契約の申込書等に定めるものとする。なお、本約款の定めと当該申込書等の定めが異なる場合は、当該申込書等の定めによるものとする。

第2条 電気需給約款等の変更

1. 当社は、本約款に関して、託送約款等が改定された場合、または経済情勢の変動、天変地変、法令の制定・改廃、消費税率の変更、燃料費の高騰もしくは社会的経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象の発生等その他の事由により当社が本約款の変更が必要と判断した場合には、本約款に係る条件（以下「本約款等」という。）を変更することがあるものとし、この場合、本電気需給契約の条件や電気料金等の内容は変更後の本約款等による。なお、当社は、本約款等を変更する場合には、あらかじめ変更後の本約款等および変更の効力発生日を、一定期間当社の WEB サイトに掲示することでお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、電力需要者への本電気需給契約の内容変更に関する書面の交付は省略するものとする。
2. 本約款等の変更等その他の本契約の変更に伴い、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付（電力需要者の承諾を得て情報通信技術を利用する方法により代替する場合を含み、以下「書面交付」について同様とする。）および契約変更後の書面交付を行う場合、当社が以下の方法により行うことができることについて、電力需要者はあらかじめ承諾するものとする。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社の WEB サイトに掲

示する方法または個別に通知する方法等その他の当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」という。なお、原則として、当社の WEB サイトに掲示する方法とし、以下「当社が適当と判断した方法」について同様とする）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載する。

- ② 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約変更年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載する。
3. 前項にかかわらず、本約款等の変更等その他の本契約の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の本契約の実質的な変更をとまなわれない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明し、契約変更後の書面交付を行わないものとする。
4. 本契約締結後、消費税法および地方消費税法の改正により消費税等（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税をいう。）の税率が変更された場合には、電力需要者は、当社に対し、変更された税率に基づいて電気料金その他の債務にかかわる消費税等相当額を支払うものとする。
5. 当社は、電気事業法その他の関係法令等に基づく書面交付については、原則として、電力需要者が登録した連絡先に対し電子メール（SMS サービスを含む）を送付する方法または当社所定のウェブサイト等にて開示の上閲覧に供する方法（なお、いずれの場合も PDF ファイル形式またはインターネットブラウザソフトを利用する形式とする）等その他の情報通信技術を利用する方法にて行うものとし、電力需要者はあらかじめこれを承諾するものとする。

第 3 条 用語の定義

以下の言葉は、本契約においてそれぞれ以下の意味で使用する。

1. 高圧
標準電圧 6,000 ボルトを指す。
2. 特別高圧
標準電圧 20,000 ボルト以上の電圧を指す。
3. 契約電力
電力需要者が契約上使用できる最大電力（kW）を指す。
4. 常時供給電力
電力需要者に常時供給する電気を指す。
5. 予備電力
電力需要者の常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給に当てる

ため予備電線路により電気の供給を受ける以下の場合を指す。

① 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

② 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

6. 自家発補給電力

当社が供給する電気と電力需要者が所有する自家発電設備による電気を合わせて使用する場合に、電力需要者が所有する自家発電設備の検査、補修または事故による不足電力の補給に当てるために、当社が供給する電気をいう。なお本電気需給契約における自家発補給電力の提供は行わない。

7. 臨時電力

当社からの供給開始日または契約電力増加日から解約日または契約電力減少日の前日までの期間を対象として使用が 1 年未満となる電気を指す。

8. 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までを指す。

9. その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までを指す。

10. ピーク時間

夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間を指す。ただし、当該一般送配電事業者が休日等に定める日の該当する時間を除く。

11. 重負荷時間

夏季の毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間を指す。ただし、当該一般送配電事業者が休日等に定める日の該当する時間を除く。

12. 昼間時間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間を指す。ただし、ピーク時間または重負荷時間および当該一般送配電事業者が休日等に定める日の該当する時間を除く。

13. 夜間時間

ピーク時間または重負荷時間および昼間時間以外の時間を指す。

14. 休日

当該一般送配電事業者が託送約款等で定める休日を指す。

15. 平日

当該一般送配電事業者が託送約款等で定める休日以外を指す。

16. 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額を指す。

17. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」という。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいい、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定めるところによる。

18. 燃料費等調整額

燃料費等の変動を電気料金に反映させるための制度または EPM の電源調達費用に基づいて燃料費等調整額の算定方法に記載の方法により算出された値を指す。

19. 需要場所

本電気需給契約において当社と電力需要者との協議によりあらかじめ定め、当社から供給された電気を電力需要者が使用される区域を指し、原則として以下のとおり取り扱う。

- ① 1 構内または 1 建物を 1 需要場所とする。なお、構内とは、柵（植木を含む）、塀、溝およびその他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域を指す。また建物とは、主となる屋上、屋根が他の構造物から独立し、明瞭に単独とみなせる構造物を指す。
- ② 前号にかかわらず、隣接する複数の構内等の場合で、当該一般送配電事業者が 1 需要場所と認める場合、当社は、当該使用区域を 1 需要場所とする。

20. 供給地点

EPM が、当該一般送配電事業者から、電力需要者に電気の供給をするために行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点を指し、当該一般送配電事業者の電線路または引込線と電力需要者の電気設備との接続点とする。

21. 計量日

需要場所ごとに当該一般送配電事業者が定める計量日を指す。

22. 力率

その月の毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率を指す。なお、平均力率の算定において、瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は 100% とする。

23. 最大需要電力

電力需要者が使用した 30 分ごとの需要電力の最大値であり、当該一般送配電事業者によって設置された記録型計量器により計測された値（kW）を指す。ただし、自家発補給電力サービスに係る最大需要電力は除く。

24. 使用電力量

電力需要者が使用した電力量であり、託送約款等に定める電力需要者の供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量を指す。

25. 供給開始日

EPM が、当該一般送配電事業者と締結した接続供給契約（電力需要者に電気を供給する

ために必要となる、当該一般送配電事業者と締結した接続供給に係る契約を指し、以下同様とする。)に基づき、電力需要者へ電気の供給を開始する日を指す。

26. 給電指令

電力需要者の電気の使用について、当該一般送配電事業者が保安上、需給上または電気の品質維持の観点から必要に応じて行う運用に関する指示を指す。

27. 貿易統計

関税法に基づき公表される統計を指す。

28. 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年になる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間とする。）を指す。

第 4 条 単位および端数処理

本契約において使用する単位、端数処理は以下のとおりとする。

1. 契約電力、最大需要電力の単位は 1 キロワット (1kW) とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。ただし、第 8 条第 1 項第 1 号を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット未満となるときは、契約電力を 1 キロワットとする。
2. 使用電力量の単位は 1 キロワット時 (1kWh) とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
3. 力率の単位は 1 パーセント (1%) とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
4. 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てる。

第 5 条 計量に関する取扱い

1. 計量方法・計量主体

電力需要者が使用した電力量、最大需要電力および力率は、当該一般送配電事業者によって設置された計量器（以下「計量器」という。）により計量された値とし、電力量は 30 分ごとに計測する。なお、計量電圧が供給電圧と異なる場合で、やむをえず当該計量電圧を使用しなければならない場合には、託送約款等の定めるところにより、供給電圧と同位にするために原則として 3%の損失率によって修正した値とする。

2. 計量不能の措置

計量器の故障等により計量値が正しく得られなかった場合には、託送約款等の定める

ところにより、電力需要者および当該一般送配電事業者との協議により決定した値とする。

第 6 条 電気需給契約の成立

1. 電力需要者が新たに電気の需給契約を希望する場合は、あらかじめ本約款および託送約款等における需要者にかかわる事項を遵守することを承認のうえ、当社指定の方法により申込みをするものとする。ただし、当社の判断により、当社が別の申込み方法を定める場合はこの限りではない。
2. 本電気需給契約は、前項による電力需要者の申込みを当社が承諾したときに、EPM および一般送配電事業者の間で電力需要者および当社との間の本電気需給契約に対応する接続供給契約が成立することを停止条件として、当社と電力需要者との間に成立するものとする。
3. 当社は、法令、電気の供給状況、当社の供給力確保状況等その他やむをえない事情により電力の供給が困難と判断する場合、または以下各号のいずれかに該当する事由がある場合には、電力需要者の本電気需給契約の申込みの全部または一部を承諾しないか、もしくは承諾後であっても、承諾の取消を行うことができるものとする。
 - ① 電力需要者が約款の内容を承諾しない場合
 - ② 電力需要者の申込み内容に、虚偽、誤記または記入漏れ等がある場合
 - ③ 電力需要者が一般送配電事業者の託送供給等約款に定める事項に協力しない場合
 - ④ 電力需要者が当社との他の契約（すでに消滅しているものを含む。）の料金をそれぞれの契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合
 - ⑤ 前号の他、電力需要者が当社との他の契約（すでに消滅しているものを含む。）に違反し、または違反するおそれがある場合
 - ⑥ 債権の保全または反社会的勢力の排除等その他当社が必要と判断する目的のために当社の基準により実施する審査に電力需要者が適合しない場合
 - ⑦ 前各号の他、約款の定めに反する事由や、電力需要者による申込みまたは電気の使用が適当でないと当社が判断する事由がある場合
4. 電気事業法に基づく供給条件の説明時における書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合、電力需要者は、当社が適切と判断した方法により行うことについて、あらかじめ承諾するものとする。
5. 電力需要者は、本電気需給契約の申込みにあたり、電力需要者が保安等のために必要とする電気についてはその容量を明らかにし、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じるものとする。また、電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じるものとする。
6. 電力需要者は、一般送配電事業者が託送供給等約款に定める需要者に関する事項を遵

守するものとし、これを承諾するものとする。

7. 電力需要者は、本電気需給契約の申込みもしくは締結時または契約期間中に電力需要者が当社に対して通知、提出または登録等（以下、総称して「通知等」という。）をおこなった電力需要者の契約住所、需要場所住所または連絡先等その他の情報（以下、総称して「電力需要者情報」という。）を変更した場合は、直ちに変更後の電力需要者情報について当社に対して通知等をおこなうものとする。なお、電力需要者が当該通知等を懈怠した場合、これに起因して電力需要者が被った損害等（当社からの通知が電力需要者に到達しないことを含むが、これに限らない。）について当社は一切の責任を負わないものとする。

第7条 契約期間

1. 本契約の契約期間は、本電気需給契約に定めるものとする。ただし、契約期間満了の3か月前までに、電力需要者または当社の一方から相手方に対し、契約を終了させる旨の書面による申し出がない限り、本電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で自動継続されるものとする。
2. 前項ただし書きに基づき契約期間が更新される場合、電力需要者に対する供給条件の説明および契約更新前の書面の交付については、当社が適切と判断した方法により行い、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すること、および、契約更新後の書面交付については、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、電力需要者との契約年月日、更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りることとし、電力需要者は当該取扱いについて、あらかじめ承諾するものとする。

第8条 常時供給電力

1. 契約電力

常時供給電力の契約電力は、以下によって定める。

- ① 高圧で供給する場合で、契約電力が500キロワット未満の場合（以下「実量制の電力需要者」という。）。

各月の契約電力は、以下の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(1) 新たに電気の供給を受ける場合、当社からの供給開始日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか最大の値とする。

(2) 受電設備を減少する場合等で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかとなるときは、減少した日を含む1月の次の月以降12月の期間の各月の契約電力は、電力需要者の負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準

として、電力需要者と当社との協議により定めた値とする。ただし、契約電力を変更した月以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と契約電力を変更した月から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値が電力需要者と当社との協議によって定めた値を上回る場合の契約電力は、その上回る最大需要電力の値とする。

- ② 高圧で供給する場合で、契約電力が 500 キロワット以上の場合、または特別高圧で供給する場合（以下「協議制の電力需要者」という。）。

需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率等を基準として、電力需要者と当社との協議によって定める。ただし、1 需要場所について当該一般送配電事業者の求めにより、当該契約電力の値の妥当性を踏まえて、協議内容が変更となることがあるものとする。

2. 料金

常時供給電力の 1 月の料金は、以下の方式で算定した基本料金および電力量料金を合計したものとする。なお、契約電力、基本料金単価および電力量料金単価は、本電気需給契約の申込書等に定めるものとする。

① 基本料金

基本料金は、供給開始日以降適用するものとし、常時供給電力の契約電力、その基本料金単価および力率から以下の算式により算定される金額とする。

$$〔基本料金＝契約電力 \times 基本料金単価 \times (185\% - 力率)〕$$

ただし、当該月にまったく電気を使用されない場合（予備電力によって電気を使用された場合を除く。）は、以下の算式により算定される金額とする。

$$〔基本料金＝契約電力 \times 基本料金単価 \times 0.5〕$$

② 電力量料金

電力量料金は、当該 1 月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとに定めた電力量単価ならびに燃料費等調整額から以下の算式により算定される金額とする。

$$〔電力量料金＝使用電力量 \times 電力量料金単価 + 燃料費等調整額〕$$

第 9 条 予備電力

1. 契約電力

予備電力の契約電力は、常時供給電力の契約電力の値とする。ただし、電力需要者に特別の事情がある場合、予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容ま

たは予想される最大需要電力を基準として、電力需要者と当社との協議によって定める。

2. 料金

予備電力の 1 月の料金は、以下に定める基本料金および電力量料金を合計したものとする。ただし、常時供給電力の供給電圧が特別高圧の電力需要者において、予備電力の供給電圧が常時供給電力の供給電圧と異なる場合には、予備電力の契約電力および使用電力量は、電気料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために 3% の損失率で修正したものとする。なお、契約電力は本電気需給契約に定めるものとし、基本料金単価は予備電力電気料金単価表に定めるものとする。

① 基本料金

基本料金は、供給開始日以降適用するものとし、予備電力の契約電力とその基本料金単価から以下の算式により算定される金額とする。

$$〔基本料金＝契約電力 \times 基本料金単価〕$$

② 電力量料金

電力量料金は、当該 1 月の予備電力の使用電力量につき、電力需要者の常時供給電力の該当料金を適用し、常時供給分の電力量料金同様の算式により算定する。

第 10 条 自家発補給電力

1. 本電気需給契約における自家発補給電力の提供は行わない。

第 11 条 契約超過金

1. 電力需要者が常時供給電力または自家発補給電力の契約電力を超えて電気（常時供給電力または自家発補給電力）を使用した場合には、電力需要者は、常時供給電力および自家発補給電力のそれぞれについて以下の算式により算定される金額（以下「契約超過金」という。）を当社に支払うものとする。

$$〔契約超過金＝（当該月の最大需要電力－当該月の契約電力） \\ \times 基本料金単価 \times （185\%－力率） \times 1.5〕$$

2. 契約超過金は、契約電力を超えて電気を使用された月の料金の支払期日までに、当該月の料金とあわせて支払うものとする。

第 12 条 料金の算定および支払等

1. 支払義務

電力需要者の料金の支払義務は、当該一般送配電事業者から検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日に発生するものとし、当社はこれに

基づき料金の請求を行う。

2. 電気料金

電気料金は、第 8 条（常時供給電力）、第 9 条（予備電力）、第 10 条（自家発補給電力）および第 11 条（契約超過金）にて算定した料金の合計金額に再生可能エネルギー発電促進賦課金の金額を加えたものとする。

3. 電気料金の算定期間

電気料金の算定期間は、計量期間の途中で電気の供給を開始または本契約が終了した場合を除き、原則として前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」という。）とし、当該算定期間を 1 月とする。なお、終了日の属する月の算定期間は、当該一般送配電事業者から提供される情報によって異なる場合がある。

4. 日割計算

当社は、前項に定める事由が発生した場合は、以下により電気料金を算定する。

① 基本料金は、以下の算式により算定する。

〔基本料金＝1 月の基本料金×（日割計算対象日数／当該月の計量期間の日数）〕

上記の算定式に適用する日割対象日数には、本契約の電気の供給開始日および終了日を含むものとする。なお、終了日とは本契約に従って当社が電力需要者に電気を供給する最終日とする。

② 電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定する。

第 13 条 料金の支払い方法

1. 電力需要者は、供給開始日以降、本約款および申込書等にて定める期日および方法にて料金を支払うものとする。
2. 当社は、電力需要者が支払い義務を負う料金につき、算定期間の翌月の 10 営業日までに、当社所定の方法により、電力需要者に対して通知するものとする。
3. 電力需要者が支払期日までに料金を支払わなかった場合には、遅延損害金として、当社所定の方法・期日により、支払遅延金額に対して、支払期日の翌日から支払いを完了した日までの日数に応じて年 14.6 パーセントの割合（年当たりの割合は、平年に属する日については 365 日当たりの割合とし、閏年に属する日については 366 日当たりの割合とする）で算定した額の支払い義務を負うものとする。ただし、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとする。
4. 電力需要者は、本電気需給契約に基づき電力需要者が当社に対して支払い義務を負う料金について、次項以降の定めに従い、当社がその請求・受領代行業務を委託しているスマートビルディングサービス株式会社（以下「SBS」という。）に対して支払いを行うものとする。なお、当社が当社の任意の判断により、本電気需給契約に基づく料金

の請求・受領代行業務について委託先の変更を行った場合には、別段の定めが無い限り、本条における「SBS」を当該変更後の委託先に読み替えて適用するものとし、当該業務について委託を終了した場合には、別段の定めが無い限り、「SBS」を「当社」に読み替えて適用するものとする。

5. 前項に基づく電力需要者から SBS に対する料金の支払いの方法は、原則として、銀行口座振替払いまたはクレジットカード払いにて行うものとし、電力需要者は、申込書等においていずれかを選択するものとする。
6. 料金の支払方法につき、電力需要者が銀行口座振替払いを選択した場合は、電力需要者は、事前に SBS の指定する口座振替依頼書を提出するものとする。なお、別段の定めが無い限り、第 2 項に基づき当社が料金を通知した月の 28 日を振替日とする。
7. 料金の支払方法につき、電力需要者がクレジットカード払いを選択した場合は、電力需要者は、当社が指定した様式により事前に当社に申し出るものとする。この場合、支払期日は、クレジットカード会社から当社への支払日とする。ただし、クレジットカード会社から電力需要者の支払い状況等により当社に料金の立替払いが行われない旨の通知があった場合は、その通知があった日とする。
8. 前各項の定めその他、当社が本電気需給契約に基づく料金の請求・受領代行業務を SBS 等第三者に委託する等の事情により、電力需要者の料金の支払い方法に関して当社から別段の指示・指定がある場合には、電力需要者はこれに従うものとする。
9. 電気料金等以外の当該一般送配電事業者の定める託送約款等に基づいて発生する工事費負担金その他の本契約に基づき電力需要者に発生する金銭債務については、発生する都度、原則として、当社が指定する金融機関への振込みにより支払うものとする。なお、この場合の振込手数料は電力需要者の負担とする。
10. 当社は、当社が本契約に基づき電力需要者に対して有する債権の全部または一部を、当社が別途定める者に対して、当社の裁量により譲渡することができるものとし、電力需要者はあらかじめこの譲渡（債権の譲受人が更にその他の第三者に譲渡する場合があり、当該譲渡が数次にわたる場合はそのすべてを含む。）に同意するものとする。
11. 前項の場合、当社と債権の譲受人（債権の譲渡が数次にわたる場合はそのすべての譲受人を含む）は、各種料金の請求収納および債権保全の目的並びにその他各々が電力需要者に対してプライバシーポリシー（それに類する個人情報保護方針等の規定およびこれらの規定が変更されたものを含むものとし、以下「プライバシーポリシー」という。）等において明らかにする目的により、料金の支払状況等その他の本契約の締結および履行に関連して当社が知り得たすべての電力需要者の情報について、相手方への提供または共同利用をすることができるものとし、電力需要者はあらかじめこれに同意するものとする。

第 14 条 保証金

1. 本電気需給契約の締結に際し、当社は、電力需要者に対し、予想月額料金の 3 ヶ月分相当額を上限とする契約保証金を担保として預託することを求めることができる。なお、この場合、電力需要者は初回の料金の支払時に一括して契約保証金の預託を行うものとする。
2. 本電気需給契約の締結に際し、当社が、電力需要者に対し契約保証金の預託を求めなかった場合であっても、電力需要者が債務の履行を遅延した場合には、当社は、電力需要者に対し、予想月額料金の 3 か月分相当額を上限とする契約保証金を担保として預託するよう求めることができる。
3. 予想月額料金は、電力需要者の過去の電気料金利用明細における電力使用量実績等に基づき、当社が算定するものとする。
4. 本電気需給契約が終了した場合において、電力需要者が当社に対してなすべき債務の履行を遅延しまたは履行しなかった場合には、当社は第 1 項または第 2 項の規定に従い、電力需要者から差し入れを受けた保証金を当該債務の弁済に充当することができる。
5. 本電気需給契約が終了した場合において、電力需要者に対して返還すべき保証金がある場合には、当社は、契約期間満了後 3 ヶ月以内に、保証金の残額を電力需要者に返還するものとする。なお、当社は、返還すべき保証金に利息を付さないものとする。
6. 当社は、託送約款等が改定された場合、関係法令・条例・規則、消費税率が変更された場合、燃料費の高騰などにより約款変更が必要な場合、またはその他当社が必要と判断した場合、契約保証金の金額等の内容を変更することができるものとする。なお、変更後の内容の告知、説明、および書面交付の方法等は、第 2 条に定めるとおりとする。
7. 当社は、電力需要者が当社に対して提出した契約住所または連絡先等の変更を当社に通知しなかった場合等電力需要者の責めに帰すべき事由により契約保証金の返還が行うことができない場合、電力需要者に対して書面にて是正を求めるものとする。なお、当社が当該書面を発送した後 6 ヶ月以内に電力需要者がこれを是正しない場合（電力需要者の責めに帰すべき事由により、当該書面が電力需要者に到達しなかった場合を含む。）には、当該期間が経過した時点をもって電力需要者の当社に対する保証金返還請求権は消滅するものとし、電力需要者は予めこれに同意するものとする。
8. 電力需要者が第 19 条による名義変更の手続きを行う場合、別途当社が承諾する場合を除き、電力需要者が当社に対して有する保証金返還請求権は、新たな電力需要者に承継されないものとする。

第 15 条 適正契約の保持

1. 当社は、電力需要者の契約電力が 500 キロワット以上の場合において電力需要者が契

約電力を超過して電力を使用した場合等、本電気需給契約の内容が電力需要者の電気の使用状態に比べて不適当と当社が認める場合は、電力需要者と協議の上、翌月以降の契約電力や料金等その他の本電気需給契約の内容を適正に変更することができるものとする。

2. 前項の場合において、電力需要者と当社との協議が不調に終わったときは、当社は本電気需給契約を解除することができるものとする。この時、精算金等が発生した場合は、電力需要者の負担とする。
3. 電力需要者が契約電力を超過して電力を使用した場合、電力需要者は第 11 条に規定される算定式によって算出される契約超過金を支払うものとする。

第 16 条 電力需要者の協力

1. 力率の保持
 - ① 需要場所の負荷の力率は、原則として 85%以上に保持するものとする。
 - ② 技術上必要がある場合、当社は電力需要者に対して進相用コンデンサの開閉を要請することがある。なお、この場合で進相用コンデンサを開放した場合の 1 月の力率は、必要に応じて電力需要者と当社との協議を踏まえ、当該一般送配電事業者と当社との協議によって定める。
2. 立入り業務への協力
 - ① 当社および EPM が本契約の遂行上、需要場所への立入りが必要と認める場合、または当該一般送配電事業者から以下の各号に掲げる業務を実施する旨の要請があった場合、電力需要者の承諾を得て需要場所へ立ち入ることがある。この場合には、正当な理由がない限り、電力需要者は、当社および EPM または当該一般送配電事業者の需要場所への立ち入りを承諾するものとする。
 - ② 供給地点に至るまでの当該一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含む。）、改修または検査に関する業務
 - ③ 本条第 8 項（保安等に対する電力需要者の協力）によって必要となる電力需要者の電気工作物の検査等の業務
 - ④ 不正な電気の使用の防止等に必要、電力需要者の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認に関する業務
 - ⑤ 計量器の検針または計量値の確認に関する業務
 - ⑥ 第 17 条（供給の停止）、第 19 条（契約の変更または解約）第 3 項および第 23 条（契約解除）に基づく供給の停止ならびに契約の終了により必要な処置に関する業務
 - ⑦ その他接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または当該一般送

配電事業者の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務

3. 電気の使用に伴う電力需要者の協力

- ① 電力需要者の電気の使用が、以下の原因で第三者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、電力需要者の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するものとする。また、必要があると当該一般送配電事業者が認定し、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用の供給設備を施設する場合の費用は、電力需要者の負担とする。
 - (1) 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - (2) 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - (3) 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生じる場合
 - (4) 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - (5) その他、(1) から (4) に準ずる場合
- ② 電力需要者が発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合も、前号に準ずるものとする。
- ③ 電力需要者が電気設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続する場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令および当該一般送配電事業者の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によるものとする。

4. 用地確保等の協力

電力需要者は、電気の供給の実施に伴い当該一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力するものとする。

5. 施設場所の提供

以下の場合において、当該一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を電力需要者または当社および EPM が求められた場合には、その場所を無償で提供するものとする。

- ① 電力需要者（共同引込線による引込みで電気を供給する複数の電力需要者を含む。）のみのために電力需要者の土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合
- ② 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の二次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等を指す。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等を指す。）を取付ける場合
- ③ 通信設備等を設置する場合
- ④ 需要場所の電流制限器等の取付けをする場合

6. 電力需要者の電気工作物の使用

以下に掲げる電力需要者の所有物については、当該一般送配電事業者が、無償で使用する
ことができるものとする。

- ① 電力需要者の負担で電力需要者が施設した付帯設備（電力需要者の土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要な電力需要者の建物に付合する設備を指し、以下同様とする。）
- ② 電力需要者の負担で電力需要者が施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物
- ③ 電力需要者の負担で電力需要者が施設した、地中引込線の施設上必要な以下の付帯設備
 - (1) 鉄管、暗きょ等電力需要者の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含む。）
 - (2) 電力需要者の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものを指す。）およびハンドホール
 - (3) その他(1)または(2)に準ずる設備
- ④ 電力需要者の希望によって、電力需要者の負担で電力需要者が取り付けした計量器の付属装置または変成器の 2 次配線等
- ⑤ 当該一般送配電事業者が計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために電力需要者の電気工作物を使用することを求めた場合における当該電力需要者の電気工作物

7. 調査および調査に対する電力需要者の協力等

- ① 電力需要者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、当該一般送配電事業者、または当該一般送配電事業者が業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」という。）が、法令で定めるところにより、調査する。この場合、当該一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、電力需要者の承諾をえて電力需要者から電気工作物の配線図を提示するものとする。なお、電力需要者は、当該一般送配電事業者または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができる。
- ② 電力需要者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を EPM または当社、および、当該一般送配電事業者または登録調査機関に通知するものとする。

8. 保安等に対する電力需要者の協力

- ① 電力需要者は、以下の場合に、EPM または当社、および、当該一般送配電事業者に速やかにその旨を通知するものとする。
 - (1) 電力需要者が、引込線、計量器等電力需要者の需要場所内の当該一般送配電

事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

- (2) 電力需要者が、電力需要者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- ② 電力需要者が、当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者、および、EPM または当社に通知するものとする。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、速やかにその内容を当該一般送配電事業者、および、EPM または当社に通知するものとする。この場合、保安上特に必要があるときは、当該一般送配電事業者の求めに応じてその内容を変更するものとする。
- ③ 必要に応じて、供給開始に先立ち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、電力需要者と当該一般送配電事業者とで協議するものとする。
- ④ 供給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物については、当該一般送配電事業者が保安の責任を負うこととする。

9. 一般送配電事業者との協議

電力需要者は、当該一般送配電事業者が、託送約款等の実施上、電力需要者との協議が必要であると判断した場合、当該一般送配電事業者と協議するものとする。

10. 無停電電源装置の設置等

電力需要者が電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じるものとする。また、電力需要者が保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにし、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じるものとする。

11. 需要情報の通知

当社は、供給計画作成のために、電力需要者に対して必要な情報の提供を要請することがあるものとする。

第 17 条 供給の停止

1. 以下のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者により、電力需要者にあらかじめ通知することなく、電気の供給の停止が行われることがあるものとする。
- ① 電力需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ② 電力需要者が需要場所内の当該一般送配電事業者の電気設備を故意に損傷し、または、亡失して当該一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
- ③ 当該一般送配電事業者以外の者が需要場所における当該一般送配電事業者の供給

設備と電力需要者の電気設備との接続を行った場合

- ④ その他、本約款および託送約款等上の電力需要者の義務に違反した場合
- 2. 以下のいずれかに該当し、当該一般送配電事業者から EPM がその旨の警告を受けた場合で、当社および EPM が電力需要者に対し、その原因となった行為について改めるよう求めたにもかかわらず、改めない場合には、当該一般送配電事業者により電気の供給の停止が行われることがあるものとする。
 - ① 電力需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合
 - ② 電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
 - ③ 第 16 条（電力需要者の協力）項に反して、立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合
 - ④ 第 16 条（電力需要者の協力）第 3 項に反して、必要な措置を講じない場合
- 3. 前項各号の場合以外でも、電力需要者が本契約に反した場合には、当該一般送配電事業者により電気の供給の停止が行われることがあるものとする。
- 4. 本条によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者により、当該一般送配電事業者の設備または電力需要者の電気設備において、供給停止のための必要な処置が行われる。なお、この場合には必要に応じて電力需要者が協力するものとする。
- 5. 電力需要者が支払期日を経過しても電力料金を支払わない場合、当社が電力需要者に対してその旨を警告しても改めない場合には、当社は電力需要者への電力供給を停止することができるものとする。
- 6. 本条に基づき、当社が電力需要者に対して電力の供給を停止した場合で、電力需要者がその理由となった事由を解消し、かつ、その事実に伴い当社に対して支払いを要することになった債務を支払ったときには、当社は、一般送配電事業者との協議が整い次第、電力需要者に対して電力の供給を再開するものとする。

第 18 条 給電指令の際の措置

- 1. 以下のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者により供給時間中に電力需要者の電気の供給が中止され、または電力需要者に電気の使用が制限されることがあるものとする。
 - ① 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ② 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ③ 非常変災の場合
 - ④ その他電気の需給上または保安上必要がある場合
- 2. 前項の場合には、当該一般送配電事業者は、あらかじめその旨を電力需要者にお知らせ

するものとする。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではない。

第 19 条 契約の変更または解約

1. 電気需給契約の撤回

- ① 電力需要者が当社へ本電気需給契約の申込み後、供給開始に至る前に電力需要者の都合により申込みを撤回する場合は、その旨を当社に通知するものとする。この場合、当社は、電力需要者から以下の算式により算定される金額を申し受ける。また、当該一般送配電事業者から接続供給契約に係る申込みの撤回に伴う工事費等の請求が当社になされた場合、電力需要者は、その工事費等負担金相当額を当社および当該一般送配電事業者を支払うものとする。

〔申込み時の契約電力×申込み時に電力需要者が合意した基本料金単価×1 月〕

なお、この算式に用いる基本料金 1 月分には、まったく電気を使用しない月の場合の半額割引および力率割引または割増しは適用しない。

2. 電気需給契約の変更

- ① 本電気需給契約の変更(本項第 2 号の契約電力の変更の場合を除く。)がある場合、変更手続きについては、第 6 条（電気需給契約の成立）の規定に準ずるものとする。また、当該変更した場合、契約期間は変更日から本電気需給契約に定める日までとする。
- ② 電力需要者が契約電力の増加または減少を希望する場合には、原則として変更希望日の 2 か月前までに当社に当社指定書面での申込みおよび必要に応じて契約電力変更の根拠資料を提出するものとする。当社および EPM は当該一般送配電事業者の承諾をもって、電力需要者に承諾の旨を回答する。本契約締結後、供給開始日または契約電力増加日から 1 年未満の期間内には原則として契約電力を減少できない。ただし、双方が合意すればこの限りではない。また、協議制の電力需要者が契約電力を超過して電気を使用した場合、当社は電力需要者に対し、電気使用状況の提出を求めることができ、電力需要者はすみやかに電気使用状況を提出するものとする。該当月以前の電気の使用状況を勘案し、当該契約電力が不相当と認められる場合には、当社は翌月以降の契約電力を、当該最大需要電力を下回らない値に変更できるものとする。
- ③ 前号による契約電力の減少が供給開始日または契約電力増加日から 1 年未満の期間内となる場合には、電力需要者は、供給開始日または契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間を対象として使用が 1 年未満となる契約電力の減少分につき臨時電力料金単価を適用して算定した電気料金と、当該期間において使用が 1 年未満となる契約電力の減少分につき電力需要者が当社に電気料金として

実際に支払った金額および支払うべき金額との差額を精算金として別途当社に支払うものとする。この場合、算定に用いる使用電力量は、当該期間の使用電力量のうち、使用が 1 年未満となる契約電力の減少分とそれ以外の部分との比で按分した値とする。なお、臨時電力料金単価は第 8 条（常時供給電力）第 2 項、第 9 条（予備電力）第 2 項および第 10 条（自家発補給電力）に定める各料金単価を 1.2 倍したものとする。

- ④ 契約電力の変更は、工事を伴う受電設備の変更により電気料金の算定期間中に契約電力を変更した場合を除き、1 月を単位とした電気料金の算定期間ごとに実施する。なお、工事を伴う受電設備の変更により電気料金の算定期間中に契約電力を変更した場合の電気料金の算定においては、当該変更後に到来する次の計量日から変更後の契約電力が適用されるものとする。

また、電力需要者が受電設備の変更後、電気使用状況により契約電力の変更日を指定する場合は、本項第 2 号の契約電力変更の根拠資料を提出のうえ、契約電力変更日について電力需要者と当社および EPM で協議し決定するものとする。

- ⑤ 本項において、実量制の電力需要者における契約電力増加とは、受電設備の変更に伴う契約電力の増加とする。
- ⑥ 電力需要者が契約種別の変更を希望する場合には、原則として変更希望日の 3 か月前までに当社に当社指定の申込書面を提出するものとする。契約種別を変更した場合の契約期間は、新契約種別の適用開始日から電力需要者に通知する書面に定める日までとする。
- ⑦ 当社は、当該一般送配電事業者の託送約款等が改定された場合、電気の調達環境または発電費用等に変動があった場合、燃料費等調整額の算定方法に変更が生じた場合、その他当社が料金改定を必要と判断した場合、当社は本電気需給契約期間中であっても、次の(1)から(5)に従い本電気需給契約における料金単価を定めることができる。ただし、契約種別が「電源連動型再エネメニュー」の場合、原則として、毎年 4 月 1 日に料金改定を行い、4 月の計量日から翌年 4 月の計量日前日まで新たな料金単価を適用する（以下「定期改定」という。）。

- (1) 当社は、事前に新たな料金単価およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」という。）を書面または当社が適当と判断した方法にて電力需要者に通知する。ただし、定期改定の場合、毎年 1 月末に新たな料金単価および新料金単価適用開始日（4 月の検針日または計量日）を当社が適切と判断した方法により、電力需要者に通知する。
- (2) 新たな料金単価が適用される場合、契約期間は、新料金単価適用開始日から(1)の電力需要者に通知する書面に定める日までとする。ただし、定期改定の場合、料金単価の変更による契約期間の変更はない。
- (3) 電力需要者は、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日

の 20 日前までに、当社に対して当社指定の書面にて解約を通知することで本電気需給契約を解約することができる。この場合、本電気需給契約は、本契約の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものとする。なお、本号による中途解約の場合、電力需要者は、第 3 項第 2 号にかかわらず、当該中途解約に伴う精算金の支払義務を負わないものとする。

- (4) 前号に定める期限までに、電力需要者から解約の通知がない場合は、電力需要者は新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用する。
- (5) 定期改定の場合を除いて、新料金単価適用開始日から 1 年未満の期間内において、第 3 項第 1 号による中途解約が発生した場合であっても、電力需要者は、第 3 項第 2 号にかかわらず、当該中途解約に伴う精算金の支払義務を負わないものとする。

3. 契約の解約

- ① 電力需要者または当社が本契約を解約する場合には、希望日の 3 か月前までに相手方にその旨を当社指定の書面にて通知することで、電力需要者または当社は申し出た日から 3 か月後に到来する最初の計量日の前日を解約日として本契約を解約できるものとする。ただし、双方が合意すれば、申し出た日から 3 か月後に到来する最初の計量日の前日以外の適当な日を解約日とすることができる。
- ② 電力需要者からの申出による前号の解約が、供給開始日、契約電力増加日または第 2 項第 1 号による変更日から 1 年未満の期間内となる場合、当社は、供給開始日、契約電力増加日または第 2 項第 1 号による変更日から解約日までの期間を対象として使用が 1 年未満となる契約電力の解約分につき臨時電力料金単価を適用して算定した電気料金と、当該期間において使用が 1 年未満となる契約電力の解約分につき電力需要者が当社に電気料金として実際に支払った金額および支払うべき金額との差額を精算金として電力需要者に請求することができる。この場合、算定に用いる使用電力量は、当該期間の使用電力量のうち、使用が 1 年未満となる契約電力の解約分とそれ以外の部分との比により按分した値とする。また、解約日が該当月の中途の場合は、第 12 条（料金の算定および支払等）第 4 項に定める日割計算に従って算定する。なお、臨時電力料金単価は第 8 条（常時供給電力）第 2 項、第 9 条（予備電力）第 2 項および第 10 条（自家発補給電力）に定める各料金単価を 1.2 倍したものとする。
- ③ 電力需要者が、以下に該当する場合は、前号の規定で算定される料金を申し受けない。

閉店等により電力需要者がその需要場所で電気の供給を受けなくなることを理由とする本電気需給契約の終了の申出であって、やむをえない事情であると当社および EPM が認めた場合

- ④ 当社および EPM は、原則として、第 1 号により定めた解約日に、電気の供給を終了させるために必要な措置を行う。なお、この場合には、必要に応じて電力需要者が協力するものとする。
- ⑤ 本項において、実量制の電力需要者における契約電力増加とは、受電設備の変更に伴う契約電力の増加とする。

4. 名義の変更

- ① 合併、相続その他の原因によって、新たな電力需要者が、それまで電気の供給を受けていた電力需要者の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気を使用することを希望する場合、当社が承諾する場合に限り名義変更の手続きによることができ、当社が承諾しない場合は新たな本電気需給契約を締結するものとする。この場合には、当社が別に定める場合を除き、その旨を速やかに当社へ文書により申し出るものとする。

第 20 条 工事費等の負担

以下のいずれかに該当する場合には、電力需要者が工事費等の負担をするものとする。

なお、電力需要者は、当社および EPM が当該一般送配電事業者から請求を受けた金額を工事費負担金等相当額として、原則として工事着手前に支払うものとする。

1. 供給開始に伴う工事費負担金等相当額

本契約に基づく供給開始に当たって、当社および EPM が当該一般送配電事業者から電力需要者にかかわる工事費等の費用負担を求められた場合

2. 契約変更に伴う工事費負担金等相当額

電力需要者の契約電力等の変更により、当社および EPM が当該一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合

3. 設備の位置変更に伴う工事費負担金等相当額

電力需要者が当該一般送配電事業者の設備にかかわる工事等について当社および EPM を通じて当該一般送配電事業者へ依頼し、当社および EPM が当該一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合

4. 契約電力変更後に本契約を解約または契約電力を再変更する場合の工事費負担金等相当額

電力需要者の都合により一旦契約電力を変更した上で、更に電力需要者の都合により途中で本契約を解約し、または更に変更した当該契約電力を途中で再度変更した結果、当社および EPM が当該一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合

5. その他

その他電力需要者の都合に基づく事情により当社および EPM が当該一般送配電事業者から接続供給契約に基づき工事費等の費用負担を求められた場合

第 21 条 損害賠償等

1. 損害賠償

- ① 電力需要者が電気工作物の改変等によって、当社の供給する電気を不正に使用し、当社に支払うべき電気料金の全部、または一部の支払を免れた場合には、当社は、電力需要者からその免れた金額の 3 倍に相当する金額を申し受ける。免れた金額とは、本契約に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額とする。なお、不正に使用した期間が確認できない場合、6 月以内に当社により決定された期間とする。
- ② 電力需要者が故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社および EPM が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、電力需要者は、その賠償に要する金額を当社に支払うものとする。

2. 損害賠償の免責

- ① 当該一般送配電事業者の責めに帰すべき事由により電力需要者が損害を受けた場合、当社は、電力需要者の受けた損害について賠償の責めを負わない。
- ② 第 18 条（給電指令の際の措置）第 1 項によって電気の供給が中止し、または電気の使用が制限もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、電力需要者の受けた損害について賠償の責めを負わない。
- ③ 第 17 条（供給の停止）によって当該一般送配電事業者により電気の供給が停止された場合、または第 19 条（契約の変更または解約）第 3 項もしくは第 23 条（契約解除）によって電力需要者が本契約を解約もしくは解除された場合には、当社は、電力需要者の受けた損害について賠償の責めを負わない。
- ④ 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、電力需要者が漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負わない。
- ⑤ 第 1 号の場合のほか、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合、当社は、電力需要者の受けた損害について賠償の責めを負わない。
- ⑥ 当社は、当社が電力需要者に損害についての賠償の責めを負う場合であっても、電力需要者が受けた特別損害および間接損害（電力需要者の逸失利益を含む。）については、その責めを負わない。

第 22 条 不可抗力

1. 不可抗力による免責

電力需要者および当社は、以下に定める不可抗力によって本契約の履行が不可能となった場合、互いに損害賠償責任を負わないこととする。

- ① 地震等の天災が起きた場合

- ② 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が起きた場合
- 2. 不可抗力による解約
 - ① 前項で定める不可抗力を原因として本契約の履行が出来ない場合、本約款の規定にかかわらず、電力需要者または当社は本契約の一部または全部を解約することができるものとする。
 - ② 本項の解約に伴う損害は、電力需要者および当社ともに賠償の責めを負わないものとする。

第 23 条 契約解除

- 1. 電力需要者および当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、本電気需給契約の一部または全部を解除することができる。なお、当社が本電気需給契約を解除する場合には、本電気需給契約解除日の 15 日前までにその旨を電力需要者に対して書面にて通知するものとする。
 - ① 本契約の不履行の場合
 - ② 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、破産、特別清算、民事再生、会社更生その他法的整理の申立てを受けた場合、もしくは自ら申立てを行った場合
 - ③ 租税公課の滞納処分を受けた場合
 - ④ 手形、小切手の不渡り処分、手形取引停止処分を受けるなど支払停止状態に陥った場合
 - ⑤ 合併によらずに解散した場合
 - ⑥ 電力需要者が電気料金等の全部または一部を支払期日を経過してなお支払わない場合
 - ⑦ 電力需要者が本契約によって支払を要することとなった電気料金以外の債務（遅延損害金、工事費負担金その他本契約から生ずる金銭債務をいう。）を支払わない場合
 - ⑧ その他財産状況が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
 - ⑨ 電力需要者が第 17 条（供給の停止）によって、電気の供給を停止することが明らかになった場合
- 2. 前項における当社からの契約解除の通知方法は、原則として、当社から電力需要者の登録住所へ当該書面を郵送することによるものとし、万が一電力需要者の都合で当該書面を受領しなかった場合でも、当該書面が当該住所宛に配達されたことをもって解除通知がなされたものとみなす。
- 3. 第 1 項に掲げる場合のいずれかに該当した当事者は、相手方に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとする。
- 4. 電力需要者が、第 19 条（契約の変更または解約）第 3 項による契約の解約通知をせず、

その需要場所から移転する等、電気を使用していないことが明らかな場合には、電気を使用していないことが明らかになった日をもって本電気需給契約は消滅するものとする。

第 24 条 守秘義務

1. 当社および電力需要者は、本契約および本契約に付随して締結された附則その他の覚書の内容については、内容に関する書類一切を含めてこれらの情報を、本契約にかかわる相手方の書面による事前承認なしに第三者に開示しないものとする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は適用しないものとする。
 - ① 法令上の根拠、公的機関からの正当な権限または目的による開示請求がある場合
 - ② 当社が、本契約の履行に関連して当該一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関、媒介者等に対し情報開示が必要である場合
 - ③ 当社が、本契約に基づく業務を第三者に委託する場合において、当該第三者に対し必要な範囲内で情報開示する場合。なお、この場合において、当該第三者に対し、本契約に基づくものと同等の守秘義務を遵守させるものとする。
2. 電力需要者は、前項の定めにかかわらず、当社が本電気需給契約の締結または履行に伴い取得した電力需要者の情報を、当社が別途公表するプライバシーポリシーの規定のとおり取扱うことについて、あらかじめ同意するものとする。

第 25 条 契約終了後の取扱い

本契約は、契約期間満了、解約または解除により終了する。ただし、本契約に基づく料金の支払義務その他の債権債務および第 24 条（守秘義務）に関する事項については、本契約の終了後も、なお存続するものとする。

第 26 条 電力需要者情報の共同利用

当社は、他の小売電気事業者、電力広域的運営推進機関および一般送配電事業者等との間で電力需要者情報を共同で利用することがある。電力需要者情報の共同利用の範囲、目的、情報項目および管理責任者は、当社がインターネットにて公開するプライバシーポリシーにおいて別途定める。

第 27 条 権利義務の譲渡等

電力需要者は、当社の書面による事前の承諾が無い限り、本電気需給契約により生じる権利義務を第三者に譲渡もしくは承継させてはならない。

第 28 条 反社会的勢力の排除

1. 電力需要者は、次の各号に定める事項を表明し、保証するものとする。

- ① 自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会的運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、および、過去 5 年以内に反社会的勢力でなかったこと
- ② 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと
- ③ 反社会的勢力を利用しないこと
2. 電力需要者は、自らまたは第三者をして次の各号に定める行為をしないことを表明し、保証するものとする。
 - ① 当社または第三者に対する「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 9 条各号に定める暴力的要求行為
 - ② 当社または第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 当社に対し、脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ④ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
 - ⑤ 前各号に準ずる行為
3. 電力需要者は、電力需要者が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を当社に報告し、当社の捜査機関への通報および当社の報告に必要な協力を行うものとする。
4. 当社は、電力需要者に前三項のいずれかの規定に違反している事実が発覚（報道されたことを含む）したときは、何らの催告なしに、かつ、損害賠償・損失補償その他何らの義務も負うことなく、本電気需給契約等その他電力需要者と当社との間で締結したすべての契約の全部または一部を解除することができるものとする。なお、本項による解除が行われた場合であっても、電力需要者は当社に対し、何らの請求、主張、異議申立ても行わないものとし、かつ、当社は、本項による解除によっても、電力需要者に対する損害賠償請求は妨げられないものとする。

第 29 条 準拠法

本契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとする。

第 30 条 管轄裁判所

本契約にかかわる訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

制改定履歴（附則、別表含む）

2025 年 10 月 1 日 制定

附則

1. 本約款の実施期日

本約款は、2025 年 10 月 1 日から実施する。

2. 供給区域

各管轄エリアを管轄する一般送配電事業者および供給区域は下表のとおりとする。

管轄エリア	一般送配電事業者 名称	供給区域 ※
北海道	北海道電力ネットワーク株式会社 (法人番号 7430001078663)	北海道
東北	東北電力ネットワーク株式会社 (法人番号 7370001044201)	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、 山形県、福島県、新潟県
東京	東京電力パワーグリッド株式会社 (法人番号 3010001166927)	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、 静岡県（富士川以東）
中部	中部電力パワーグリッド株式会社 (法人番号 1180001135974)	愛知県、静岡県（富士川以西）、 岐阜県（一部を除く）、長野県、 三重県（一部を除く）
北陸	北陸電力送配電株式会社 (法人番号 4230001017826)	富山県、石川県、福井県（一部を除く）、 岐阜県の一部
関西	関西電力送配電株式会社 (法人番号 6120001220018)	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、 和歌山県、兵庫県（一部を除く）、福井 県の一部、岐阜県の一部、 三重県の一部
中国	中国電力ネットワーク株式会社 (法人番号 5240001054140)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、兵庫県（赤穂市福浦のみ）、 香川県（小豆郡、香川郡のみ） 愛媛県（越智郡、今治市の一部）
四国	四国電力送配電株式会社 (法人番号 8470001017344)	徳島県、香川県（一部を除く）、 高知県、愛媛県（一部を除く）
九州	九州電力送配電株式会社 (法人番号 6290001084768)	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、 熊本県、宮崎県、鹿児島県

別表 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価ならびに計算方法については、EPM が定め、EPM のホームページに掲載する電気需給約款(高圧・特別高圧)の定めを準用する。

別表 2 燃料費等調整

燃料費等調整額の単価ならびに計算方法については、EPM が定め、EPM のホームページに掲載する燃料費等調整額の算定方法の定めを準用する。